

京都市眺望景観創生条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年5月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第4号

京都市眺望景観創生条例の施行期日を定める規則

京都市眺望景観創生条例の施行期日は、平成19年9月1日とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課、同部市街地景観課及び同部風致保全課)